

○組合職員の旅費支給に関する条例

(平成4年8月3日 条例第3号)

組合職員の旅費支給に関する条例（昭和49年組合条例第19号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、公務のために旅行する本組合の一般職に属する職員（以下「職員」という。）に対し、支給する旅費の基準について定めることを目的とする。

（旅費支給基準等）

第2条 職員に対する旅費支給基準等は、筑後市職員旅費支給条例（昭和29年筑後市条例第19号）の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。